

学校教育法の改正に伴う専修学校制度における主な制度改革事項（案）について

令和6年 12月

学校教育法の一部を改正する法律の概要

趣旨

専修学校は、学校教育法において、「職業若しくは实际生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ること」が目的とされ、医療、福祉、工業等の分野において、実践的な職業教育機関として人材を輩出してきた。

人生100年時代やデジタル社会の進展の中で、職業に結びつく実践的な知識・技能・技術や資格の修得に向けて、リスキリング・リカレント教育を含めた**職業教育の重要性**が高まっていること等を踏まえ、**専修学校における教育の充実**を図るため、専門課程の入学資格を厳格化するとともに、専修学校における専攻科の設置に係る規定の創設、一定の要件を満たす専門課程の修了者への称号の付与、専門課程を置く専修学校への自己点検評価の義務付け等の措置を講ずる。

概要

大学等との制度的整合性を高めるための措置

- ① 専修学校の**専門課程の入学資格**について、**大学の入学資格と同様**の規定とする。
※専門課程の入学資格について、高等学校等を卒業した者に「準ずる学力があると認められた者」から、高等学校等を卒業した者と「同等以上の学力があると認められた者」に改める。
※専修学校専門課程の在籍者の呼称を「生徒」から「学生」に改める。
- ② 専修学校となるために**最低限必要な学習時間に関する基準**を、大学・高等専門学校と同様に「単位数」により定めることができるようにする。

専門課程修了者の学修継続の機会確保や社会的評価の向上のための措置

- ③ 一定の要件を満たす専門課程（以下「特定専門課程」という。）を置く専修学校には、**専攻科を置くことができる**こととする。
※専攻科は、特定専門課程を修了した者等が、より深く学び・研究することを目的とした課程。
※一定の要件を満たす専修学校の専攻科については、短期大学及び高等専門学校の認定専攻科と同様に、大学等における修学の支援に関する法律に基づく修学支援制度の対象に含める。
- ④ **特定専門課程**の修了者全てについて大学編入学資格を認めるとともに、当該**修了者は専門士と称する**ことができることとする。

教育の質の保証を図るための措置

- ⑤ 専門課程を置く専修学校に**大学と同等の項目での自己点検評価を義務付ける**とともに、**外部の識見を有する者による評価を受ける努力義務**を定める。

施行日

令和8年4月1日

学校教育法の改正を受けた主な制度改革事項（案）

※今後、学校教育法施行令、学校教育法施行規則、専修学校設置基準等を改正予定。

専門課程

※施行は令和8年4月1日としつつ、必要な経過措置を設けることを検討中。

	改正前
修了認定	【800単位時間（単位制による学科にあっては30単位）×修業年限以上の授業時数（単位数）】の履修（修得）
入学資格	高等学校等を卒業した者に <u>準ずる学力</u> があると認められる者 （現行の要件） ・ <u>修業年限が三年以上の専修学校の高等課程を修了した者</u> 等
在籍者の呼称	生徒
専門士の称号	<u>告示に基づき、文部科学大臣が認定した課程を修了した者は称することができる。</u>
自己評価及び外部評価	<u>小学校等と同等の項目での自己評価が義務。</u> <u>学校関係者評価が努力義務。</u>



	改正後
	【 31単位 ×修業年限以上の単位数】の修得（ 単位数に統一 ） ※学年による教育課程の区分を設け、各学年ごとに学生の修得単位数に基づき当該学年の課程の修了の認定を行うことも可能とすることを検討。
	高等学校等を卒業した者と <u>同等以上の学力</u> があると認められる者 （改正後の要件） ・ <u>専修学校の高等課程（文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。※）</u> を修了した者 等 ※現行制度における大学入学資格が得られる高等課程
	学生
	<u>特定専門課程（※）を修了した者は称することができる。</u> ※現行制度における大学編入学が認められる専門課程
	<u>大学と同等の項目での自己点検評価が義務。</u> <u>外部評価が努力義務。</u>

専攻科

	改正前
専攻科の設置	(新設)
高等教育の修学支援新制度	
大学院入学資格	
高度専門士の称号	



	改正後
	特定専門課程を置く専修学校には、設置が可能。
	専攻科（大学の学部にあつては文部科学省が定める要件を満たすものに限る。）の学生を対象とする。
	専攻科（文部科学省が定める要件を満たすものに限る。）を修了した者について認めることを検討。
	大学院入学資格を得られる専攻科の修了者は称することができることを検討。